

議案第33号

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

鎌倉四丁目第一農園及び鎌倉四丁目第二農園を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

葛飾区区民農園条例（平成10年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

〃 鎌倉四丁目第一農園	〃 鎌倉四丁目7番
〃 鎌倉四丁目第二農園	〃 鎌倉四丁目22番

付 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。